

## パロマ瑞穂スポーツパーク事業 会員規約

### 第1条 (名称・目的)

本スクールは、パロマ瑞穂スポーツパーク事業（以下、本スクールという）と称し、生徒相互のスポーツを通じ健全な心身の維持育成と親睦を目的とします。

### 第2条 (所在地)

本スクールの事務所は、名古屋市瑞穂区山下通5-4 に置きます。

### 第3条 (運営)

本スクールの運営は、株式会社 瑞穂LOOP-PFIが行います。

### 第4条 (受講料)

物価の高騰、経済情勢の変動により年会費・受講料が不相当となった時は、金額を変更することがございます。

### 第5条 (手続き)

講座開講1週間前までに講座開講会場事務所にお申し出ください。

### 第6条 (入会資格)

本スクールにご入会できる方は、スポーツを行うのに適した健康状態である者とし、本スクールの目的を理解し、規約遵守及び当施設利用規則を遵守できる方に限ります。

### 第7条 (生徒の遵守義務)

スクール内ではコーチの指示に従い、エチケット及びマナーを守り、第三者に迷惑をかけないようにしなければなりません。健康管理に十分に注意し、各自の責任においてご参加お願ひいたします。

### 第8条 (生徒資格の取り消し)

本スクールの名誉を著しく毀損した会員、及び本スクールの諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合がありますので、ご了承ください。

### 第9条 (開講制限)

天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本施設、スクールの改造、補修点検、社員の研修等、やむを得ない事由が発生した場合、本スクールはその施設の一部または全部を休館または縮小し、開講制限を行うことがあります。

### 第10条 (免責事項)

本スクールの生徒は、一切の言動を自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認するものとし、スクール開講中に起きた障害、盗難、疾病、その他不慮の事故においては、一切の損害賠償の責任を負い兼ねます。

### 第11条 (保険の適用)

本スクールにおいては、講座内において施設の管理不足や講師の過失等により受傷された場合に通院や入院をされた場合に、保険を適用対応させていただきます。  
講座内に受傷された際には、当日内に講師または事務所までお申し出ください。

### 第12条 (その他)

本規定に定めのない事項、ルールについては配布物・掲示物等の規定に準じるものとします。  
本規約の改廃、変更については本スクールが決定し、その効力はすべての会員に及ぶものとします。  
※尚、当施設の判断により、ご入会していただけない場合がございます。

### 第13条 (個人情報取り扱い)

スクール入会の際頂戴します個人情報は、会員登録及びイベント情報やご利用案内の連絡、スクール会員名簿、スポーツ保険加入に利用させていただきます。  
また、それらの諸連絡を実施するにあたり『株式会社 瑞穂LOOP-PFI』で厳重に管理させていただきます。  
教室中の映像・写真・記事・記録等をテレビ・新聞・インターネット等へ利用させていただく場合がございます。

この規約は、2023年から施行する。